

## 豊類公正競争規約作成連絡会

### 第18回 幹事会 概要

日時：平成30年1月12日（金）14：00～17：00

場所：農林水産省生産局 第6会議室

出席：関係団体 全国い生産団体連合会1名、全日本豊事業協同組合2名、全国豊材料卸商組合連合会2名、全国い製品卸商業団体連合会1名、全国豊材商社会1名、全国豊産業振興会1名、全日本 ISO 豊振興協議会2名、全日本 JIS 豊床工業協同組合2名

：オブザーバー 消費者庁、農林水産省

#### 議事概要：

全日本豊事業協同組合（以下、全日豊）が組合員に対して行ったアンケートについて、暫定結果報告を受け、その内容について議論した。アンケートの暫定結果と、主な発言については以下のとおり。今後は、1月25日（木）に行われる全日豊の理事会の結果を踏まえ、2月6日（火）に幹事会及び合同委員会を開催し、連絡会の進め方等、議論することとした。

#### 【アンケート暫定結果】

設問	割合
① 規約案がスリム化されて豊店の負担が軽減されたのは良かった。規約の推進を継続して欲しい。公正競争規約が認定されたら入会するつもり。	24.6
② 今すぐ公正競争規約ではなく、業界内で統一の「豊仕様書」を試行して認知された後に規約を考えればどうか。とりあえず一時凍結が望ましいと思う。	38.5
③ このような規約案では全日豊加盟豊店にメリットがない。規約の推進はやめるべき。公正競争規約が認定されても入会するつもりはない。	36.9

※1月10時点に於ける回収率32.9%

#### 【主な発言】

○アンケートの結果について

- ・アンケートは全日豊内のものであり、連絡会とは別である。全日豊のアンケートで物事を決めるのかという声も聞かれる。連絡会としての意見を求められている。
- ・アンケートの結果で全日豊が方向性を出すということであるが、実際に消費者に接しているのは豊店であり、その影響は大きい。
- ・連絡会幹事会メンバーの意見を踏まえて、全日豊の方向性を検討してほしい。
- ・1/3の回収率が高い。①、②及び③の回答が拮抗しているが、「一時凍結」の解釈については取扱いが難しい。
- ・設問③で、「全日豊加盟豊店にメリットがない」という文言があるが、メリットは消費者に向けてのものである。
- ・アンケートを行ったことは周知にもつながる。賛同される方だけでも前に進めたら良いと思う。
- ・2割程度の賛同があれば前に進めば良い。賛同者で始めて行って、業界の標準に繋がっていけばよいのではないか。
- ・豊業界で豊の品質を保証するものはISOとJISしかない。ISOは取得に費用が掛かる

ため、規約に取り組むことで品質を保証できるのは良いと思う。

○規約の運営等について

- ・規約を運営することについて、甘く見ていないか。責任を持って厳格な運用が出来るか。理想論だけではできない。
- ・まずは管理のいらないガイドラインとして始めてはどうか。
- ・豊店もいぐさ生産者も新規参入は無い。年齢が若い社長が経営している豊店のためにも、将来に向けて自主基準で動いてはどうか。
- ・連絡会として自主的なルールで行うことにしても、連絡会会員へ伝えなければならない。会員へのケアができなければ、協議会の運営もできない。
- ・幹事会では規約の検討にあたり時間をかけて理解を求めることとし、当面は自主基準で取組む方向で検討していることを、連絡会全会員に知らせることが大事ではないのか。

○消費者庁のコメント

- ・アンケートのデーターが示されたことは高く評価する。規約として進めるのか、認定を受けずに自主的な取組として進めて行くのか、どちらにしても周知は必要かと思う。
- ・規約は業界の自主ルールを認定するものである。管理して進めるのではなく、自主的な取組を進めるという方法もある。
- ・アンケートの結果を受けて、全日豊としての方針は決めて欲しい。一方で、全日豊がアンケート結果を受けて理事会で方向性を示すと言うことであるが、消費者に接している豊店の団体が抜けるのは大きな痛手である。
- ・全日豊のアンケートで決めるものではないが、重要なファクターであることは認識してほしい。
- ・規約の検討は業界が何らかの危機感を感じて始めたことだと思う。業界の意向が規約策定を目指す方針であるならば、支援は継続する。
- ・規約の認定と、自主的な取組を進めることは切り離して欲しい。

以上